

大阪市環境影響評価専門委員会 次第

令和7年12月8日（月）16時00分～
ウェブ会議

議題

- 1 (仮称) 中之島五丁目3番地計画環境影響評価準備書について（答申）（案）

【資料】

- 大阪市環境影響評価専門委員会委員名簿【資料1】
- 大阪市環境影響評価専門委員会規則【参考】
- (仮称) 中之島五丁目3番地計画環境影響評価準備書の調査審議について（答申）（案）

【資料2】

大阪市環境影響評価専門委員会委員名簿

氏名	現職名	専門分野
荒木修	関西大学法学部 教授	行政法
魚島純一	奈良大学文学部文化財学科 教授	保存科学・文化財学
梅宮典子	大阪公立大学 名誉教授	建築環境
岡 絵理子	関西大学環境都市工学部建築学科 教授	都市計画、環境デザイン
岡崎純子	大阪教育大学教育学部 特任教授	植物分類学
貫上佳則	大阪公立大学大学院工学研究科 教授	環境工学
亀甲武志	近畿大学農学部水産学科 准教授	魚類生態学、生物資源保全学
木元小百合	大阪産業大学建築・環境デザイン学部 建築・環境デザイン学科 教授	地盤工学
塩見康博	立命館大学理工学部環境都市工学科 教授	交通工学・交通計画
嶋寺光	大阪大学大学院工学研究科 教授	大気環境工学
竹村明久	関西大学環境都市工学部建築学科 准教授	空気環境計画
花嶋温子	大阪産業大学建築・環境デザイン学部 建築・環境デザイン学科 教授	資源・廃棄物循環計画
藤田香	近畿大学総合社会学部総合社会学科 教授	環境経済学
松井孝典	大阪大学大学院工学研究科 助教	環境・エネルギー工学
山口弘純	大阪大学大学院情報科学研究科 教授	情報ネットワーク学
山本浩平	京都大学大学院工学研究科 講師	大気環境工学

※任期は令和6年8月1日から令和8年7月31日まで。

大阪市環境影響評価専門委員会規則

平成 10 年 7 月 30 日

規則第 104 号

(趣旨)

第1条 この規則は、大阪市環境影響評価条例（平成 10 年大阪市条例第 29 号）第 36 条第 6 項の規定に基づき、大阪市環境影響評価専門委員会（以下「専門委員会」という。）の組織及び運営について必要な事項を定めるものとする。

(会長)

第2条 専門委員会に会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、専門委員会を代表し、議事その他の会務を総理する。

3 会長に事故があるときは、あらかじめ会長の指名する委員がその職務を代理する。

(特別委員)

第3条 特別の事項を調査審議させるため必要があるときは、専門委員会に特別委員を置くことができる。

2 特別委員は、学識経験者その他市長が適当と認める者のうちから市長が委嘱する。

3 特別委員は、当該特別の事項に関する調査審議が終了したときは、解嘱されるものとする。

(部会)

第4条 会長が必要と認めるときは、専門委員会に部会を置くことができる。

2 部会は、会長が指名する委員及び特別委員で組織する。

(会議)

第5条 専門委員会の会議は、会長が招集する。

2 専門委員会は、委員の半数以上が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 専門委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(関係者の出席)

第6条 専門委員会は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、その意見又は説明を聞くことができる。

(庶務)

第7条 専門委員会の庶務は、環境局において処理する。

(施行の細目)

第8条 この規則の施行について必要な事項は、会長が定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (平成 13 年 4 月 1 日規則第 83 号) 抄

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (平成 19 年 3 月 30 日規則第 116 号) 抄

この規則は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。